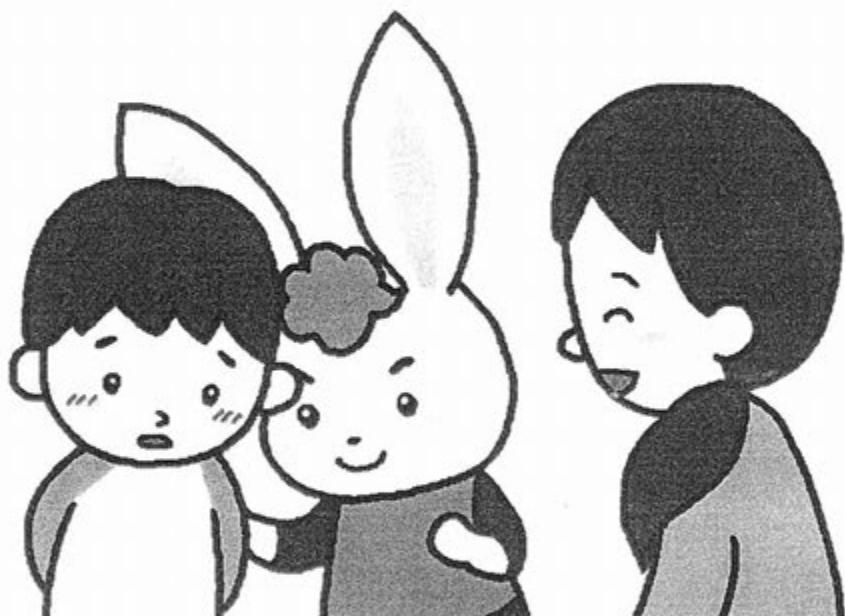


平成28年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



©ひかしうらえみ



平成29年（2017年）6月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

子どもの権利相談に関して全国レベルで話し合う機会がありますが、相談現場の悩みが語られます。その話題の一つに、子どもの権利を守る活動をするのであるが、子ども自身の意見を聞けない今まで取り組まざるを得ないことがあります、悩ましい、どう考えていくのがいいのか、という問題がありました。

子どもの不利益があったときに、親や周りの大人が代理人となって相談機関に訴えたり主張したりすることは子どもの権利を守るために大変大事なことであり、望ましいことであるのですが、その出来事に対して、子ども自身がどのように感じているのか、どのように訴えたいのか、あるいはどんな解決を望んでいるのかということについて把握して取り組んでいくことも大切なことです。

しかし、言うまでもなく、低年齢であったり、成長の問題などがあるために訴えたり主張したりすることが難しい場合もあり、また、相談したことによって周囲を刺激して、当の子どもの混迷をさらに深めてしまうことを憂慮して大人だけの相談にすることもあり得ます。

相談の現場感覚として、子どもの意向がつかめないまま相談や調査などを進めていくのは、どこか不如意な感覚が残ります。大人との相談を重ね、調査を進めるほどに、「子ども自身は一体どんなことを感じているんだろうなあ?」と考えてしまうこともあります。

他の自治体で、複数年かけて相談していたが、混迷状態に陥っていた事案に関して、子どもの意向を聞くことに努力を傾注し、それができたことによって解決の方向が明確になったという報告を聞いたことがあります。子どもの想いを大切にし、それを尊重しながら相談に取り組むことはひとり相談の進め方に益するだけでなく、子どもの意見表明権を大切にし、積極的にそれを担保する方法として権利相談の場では最大限重視していくことだと考えています。

さらに現場の問題として、子どもに不利益な状態があったとして、それがありながらも今後も引き続き学校に通う、部活や子ども会などを続けていく、というある意味現在進行形の状態の中での相談には様々な難しさがあります。現在の不利益な状態を改善しなくてはいけない一方で、今後も生活は続していくのでそこに支障が残る解決内容にはならないようにする必要があり、外部の機関が介入することが必ずしも望ましくはないのでは、

と考えることがあります。

かつて経験した事案です。子ども3人が指導者に命に関わる言い方をされ続けたことを訴えました。相談機関として相談は受けましたが、外部機関がではなく、内部組織が早急に改善に取り組むことが望ましく、今後の生活への影響を最小限に止められるメリットがあると考えました。内部組織に対しては、訴えた子どもの“目に見え、耳にも聞こえる”ような子どもに分かりやすい解決方法をとることを要請し、それが難しければ直接調査に入ることを告げました。内部組織は、その趣旨を受け止め、期待に応える内容で長期的に取組みました。その結果指導者が子どもたちに直接反省を語り、対応方法も改めたことを子どもも認める状況になりました。内部組織の対応を促すという「調整」機能を活かした結果といえます。

子どもの権利を守る、とはいいうもののこうした事案の性格に応じた相談対応ノウハウについては、定型的なものはありません。現場で検討を重ねて工夫をしていくほかなく、長年の経験の蓄積や広域的な経験交流などが欠かせません。

昨年から、東海地区での子どもの権利相談に関わる自主的な研究団体の設立の活動があります。こうした研究と交流が活発になり、子どもの権利を守ることを旗印にした相談活動が一層活発になっていくことを願って止みません。

平成29年6月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一

目 次

はじめに 多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 石田 公一

I 平成28年度の活動状況について

| | | |
|------------------|-------|----|
| 1 相談受付状況 | | 5 |
| (1) 月別延べ相談回数 | | 6 |
| (2) 相談者 | | 6 |
| (3) 学齢・性別相談対象者 | | 7 |
| (4) 相談内容 | | 8 |
| (5) 相談方法 | | 9 |
| (6) 相談時間帯 | | 9 |
| (7) 相談所要時間 | | 10 |
| (8) 相談曜日 | | 11 |
| (9) 対応 | | 11 |
| 多治見市子どもの権利相談室カード | | 12 |
| 2 相談事例から | | 12 |
| 3 救済の申立ての状況 | | 15 |
| 4 出張相談 | | 17 |
| 5 活動報告会の開催 | | 17 |
| 6 広報・啓発活動 | | 18 |

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「子どもの権利擁護委員として初年度の活動を振り返って」

| | | |
|-----------------------|-------|----|
| 多治見市子どもの権利擁護委員 安藤 友美 | | 19 |
| 「多治見市子どもの権利擁護委員に就任して」 | | |
| 多治見市子どもの権利擁護委員 松原 信継 | | 20 |

| | | |
|---------------------------------|-------|----|
| おわりに | | 23 |
| 参考資料 | | |
| 多治見市子どもの権利に関する条例 | | 27 |
| 多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ | | 31 |
| 多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿 | | 32 |

I 平成 28 年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成 15 年 9 月全国で 4 番目に総合条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定しました。条例に基づき、子どもの権利擁護委員が選任され、平成 16 年 4 月に子どもの権利相談室を設置、開室 13 年が経過しました。

子どもの権利擁護委員の特色は、既存の相談機関と異なり、子どもが安心して気軽に相談し、救済を求めることができる、行政から独立性を尊重された公的第三者機関であることです。

平成 22 年には、子どもの権利相談室の愛称を「たじみ子どもサポート」とし、3 名の子どもの権利相談員が、子どもに関する相談を受け、助言や支援を行っています。

1 相談受付状況

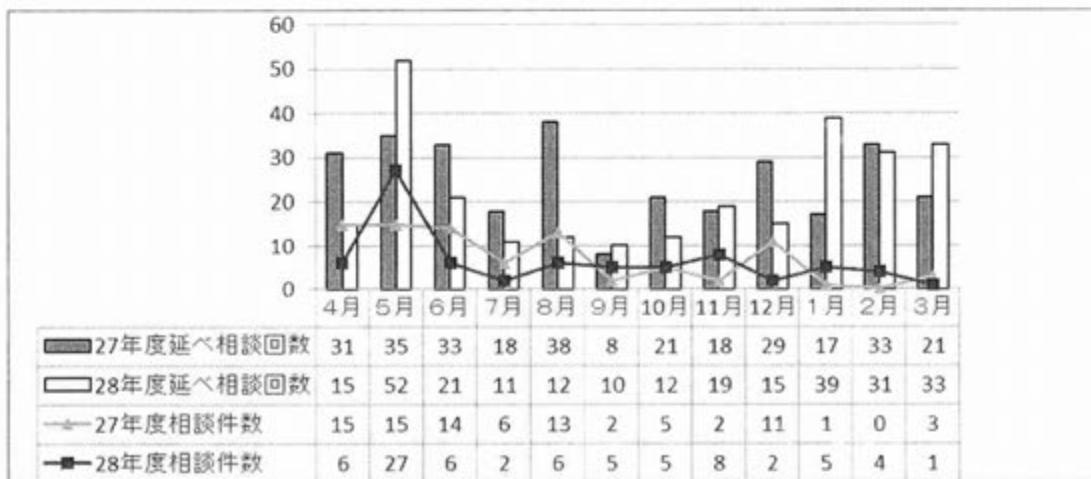
平成 28 年度の相談件数は 77 件、延べ相談回数は 270 回でした（注 1）。相談件数は、前年度の 87 件から約 11% 減少しました。延べ相談回数については、定期的に支援を重ねた相談者の卒業のため、前年度の 302 回から約 11% 減少しました（図表 1）。

子ども本人からの相談件数は 16 件（21%）、おとなからの相談件数は、61 件（79%）でした。おとなからの相談のうち、保護者からは 30 件（39%）でした。子ども本人と相談した延べ相談回数は 123 回（46%）であり、おとなと相談した延べ相談回数は 147 回（54%）でした（注 2）。

（注 1）相談件数は、初回に相談を受け付けた件数です。また、相談件数に 2 回目以降継続して相談を受け付けた回数を含めたものが、延べ相談回数です。

（注 2）初回におとなから受け付けた相談で、子ども本人との相談が必要な場合は、相談者がおとなから子ども本人に変わることがあります。

【図表 1】平成 27・28 年度月別相談受付（相談件数・延べ相談回数）

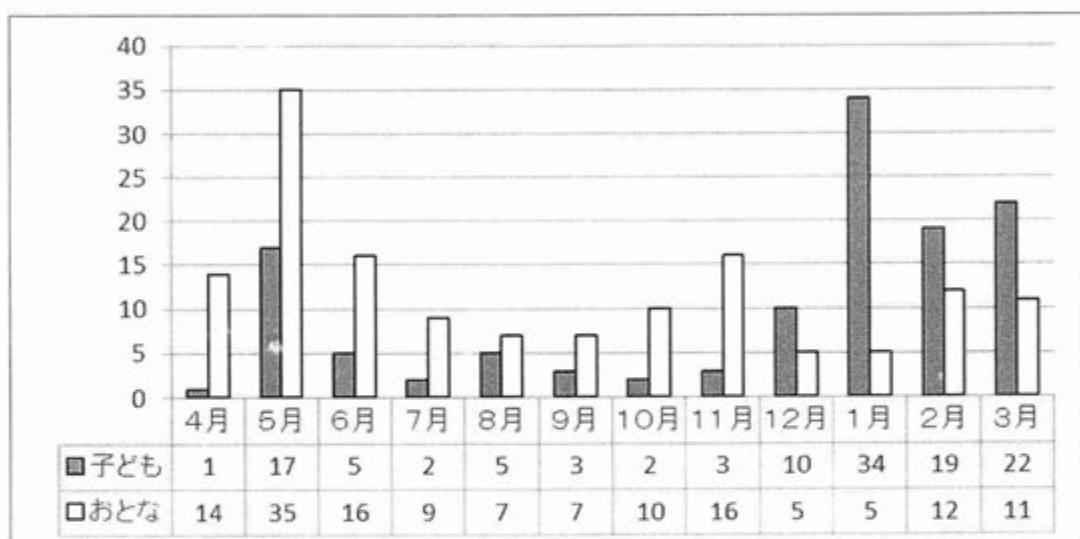


(1) 月別延べ相談回数

平成 28 年度は、5 月の相談が多く、次いで 1・3・2 月の相談が多くなっています。新学期が始まり、市内の小中学校・高等学校、幼稚園・保育園へ子どもの権利相談室カードを配布する 5・6 月は、カードを手にした子どもや親が相談してくることが多いのが、理由のひとつです。

月別では、子ども本人との相談は、1・3・2 月の順に多く 75 回(28%)で、おとなとの相談は 5・6・11 月の順に多く、67 回(25%)でした(図表 2)。年度の後半、特に 1・2・3 月は、高校生世代の子ども本人からの、今この時期だからこそ持ち込まれた進路の相談が多くみられました。

【図表 2】平成 28 年度月別延べ相談回数



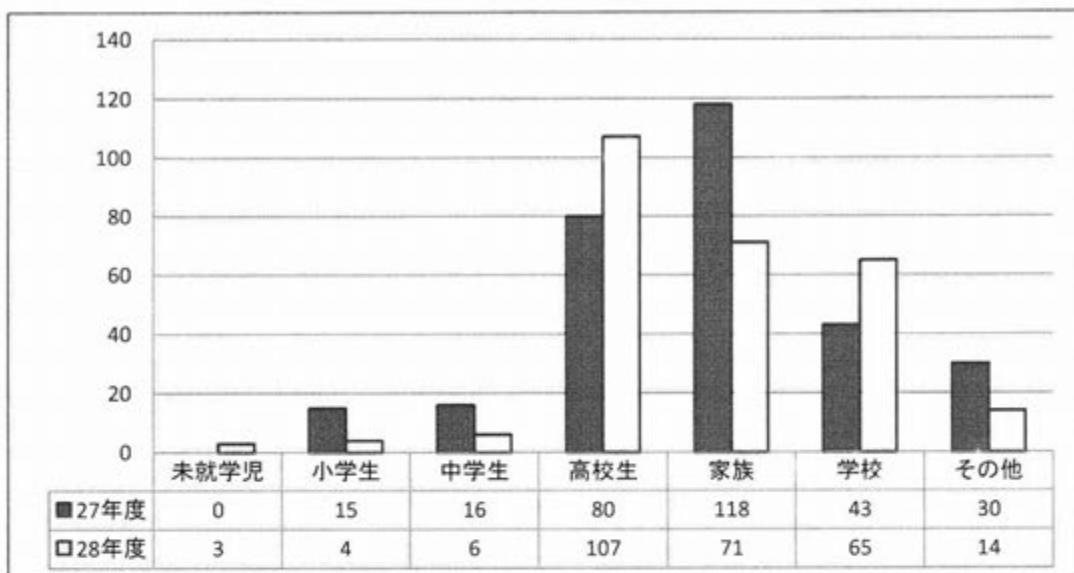
(2) 相談者

相談者の内訳は、家族からの相談が延べ相談回数 71 回(26%、前年度割合 39%)であり、そのうち母親からの相談は 50 回(19%、前年度割合 26%)でした。学校関係者は 65 回(24%、前年度割合 14%)でした。子ども本人との相談は 123 回(46%、前年度割合 37%)でした。

子ども本人からの相談 123 回のうち、未就学児 3 回(1%、前年度割合 0%)、小学生は 4 回(1%、前年度割合 5%)、中学生は 6 回(2%、前年度割合 5%)、高校生は 107 回(40%、前年度割合 26%)、対象外及び年齢不明は合わせて 3 回でした。

本年度は、前年度と比べ、小学生の延べ相談回数は約 73% 減少し、中学生の延べ相談回数は約 63% 減少し、逆に高校生の延べ相談回数は 34% 増加しました。(図表 3)。

【図表3】平成27・28年度相談者内訳（延べ相談回数）



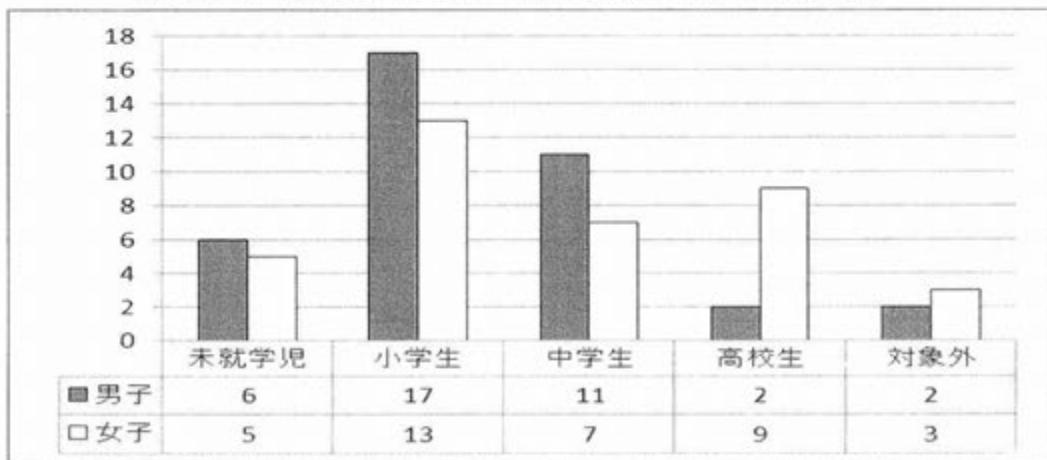
(注) 平成28年度のその他14回のうち、3回は子ども本人の対象外2回・年齢性別不明1回、11回は学校関係以外の子ども関係施設等おとの相談を含みます。また学校からの相談は、学校訪問での情報交換も含んでいます。

(3) 学齢・性別相談対象者

相談対象者の学齢別内訳を見ると、未就学児についての相談は11件(14%前年度割合7%)、小学生(性別不明1件を含む)は31件(40%、前年度割合51%)、中学生は18件(23%、前年度割合31%)、高校生は11件(14%、前年度割合8%)でした。対象外相談件数は5件でした。

性別では、男子38件(49%、前年度割合51%)、女子37件(48%、前年割合49%)、年齢性別共に不明1件でした(図表4)。

【図表4】平成28年度学齢・性別相談対象者（相談件数）



(注) 年齢性別不明1件と小学生の性別不明1件はグラフ表記されていません。

(4) 相談内容

子ども本人との主な相談は、進路・学習 85 回(31%)、虐待 14 回(5%)、心身の悩み 8 回(3%)でした。

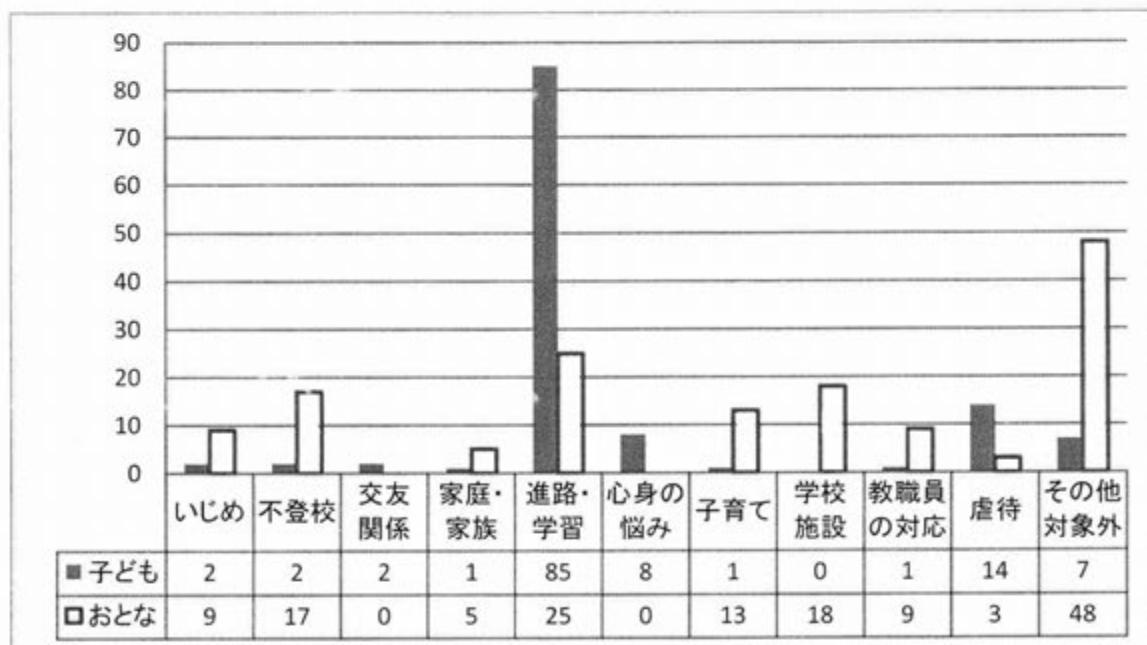
おとなとの相談で主なものは、進路・学習 25 回(9%)、学校施設等の対応 18 回(7%)、不登校 17 回(6%)でした(表 1・図表 5)。

今年度の特徴として、子どもは進路・学習に関わる相談が多く、おともも子どもの進路・学習の支援方法等を相談されるケースが多く見られました。これは一昨年度から続いている状況です。

【表 1】平成 28 年度相談内容(相談件数・延べ相談回数)

| | いじめ | 不登校 | 交友関係 | 家庭・家族の悩み | 進路・学習 | 心身の悩み | 子育て | 学校施設等の対応 | 教職員の対応 | 虐待 | その他対象外 |
|--------|-----|-----|------|----------|-------|-------|-----|----------|--------|----|--------|
| 相談件数 | 4 | 7 | 2 | 4 | 8 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 40 |
| 延べ相談回数 | 11 | 19 | 2 | 6 | 110 | 8 | 14 | 18 | 10 | 17 | 55 |

【図表 5】平成 28 年度子ども・おとの相談内容(延べ相談回数)



(5) 相談方法

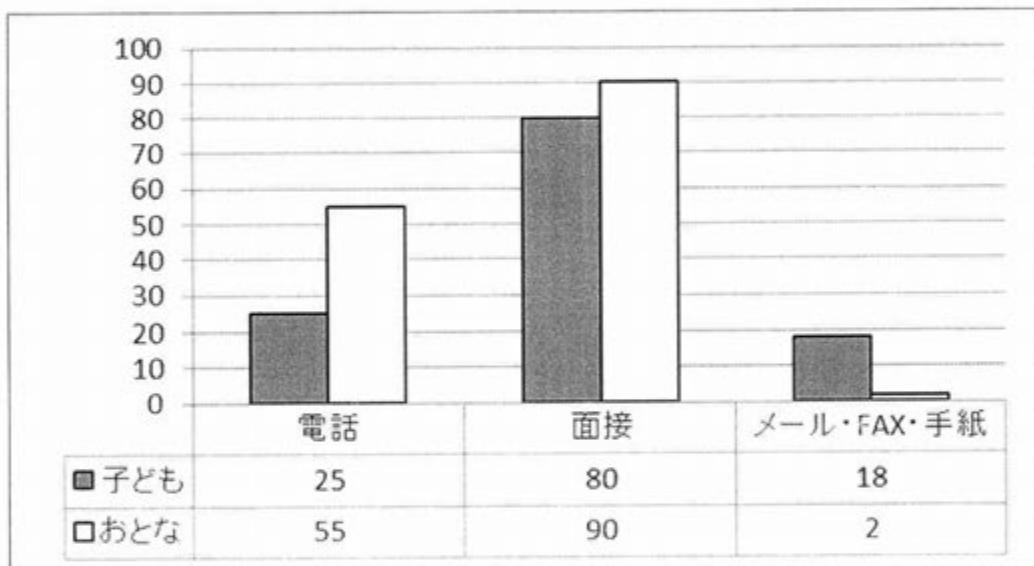
相談方法は、電話相談 80 回 (30%)、面接による相談が 170 回 (63%) メール (FAX・手紙) による相談が 20 回 (7%) でした。

子どもについては、電話による相談が 25 回 (9%)、面接による相談が 80 回 (30%) メール (FAX・手紙) による相談が 18 回 (7%) でした。

おとなについては、電話相談が 55 回 (20%)、面接による相談が 90 回 (33%)、メール (FAX・手紙) による相談が 2 回でした。

子どもは相談室での面接相談の割合が高く、又スマートからのメール相談もあります。おとなは、面接、電話による相談割合が高くなっています (図表 6)。

【図表 6】平成 28 年度子ども・おとの相談方法 (延べ相談回数)



(6) 相談時間帯

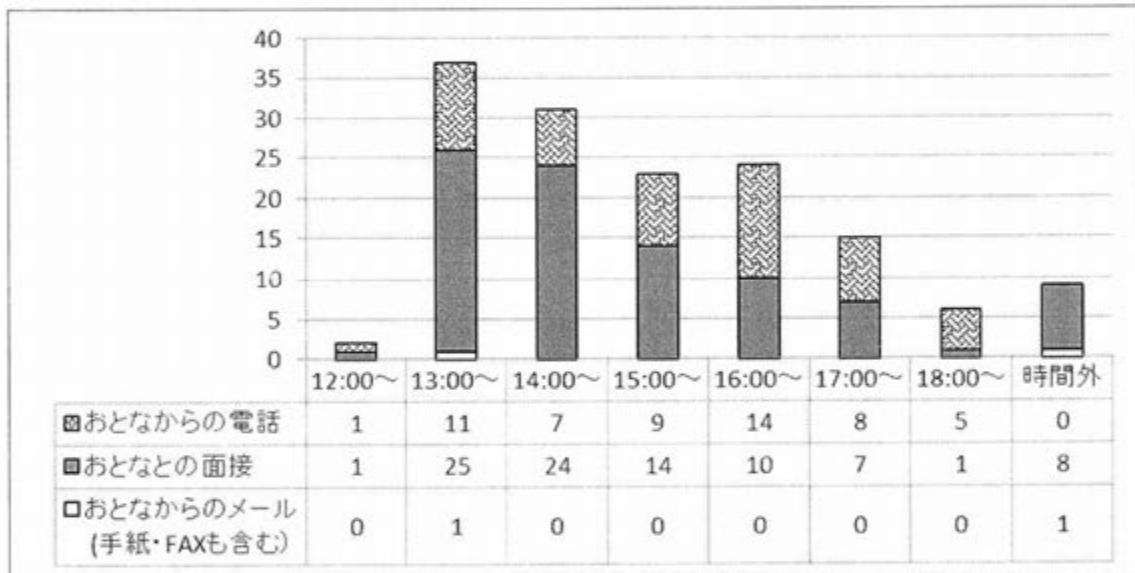
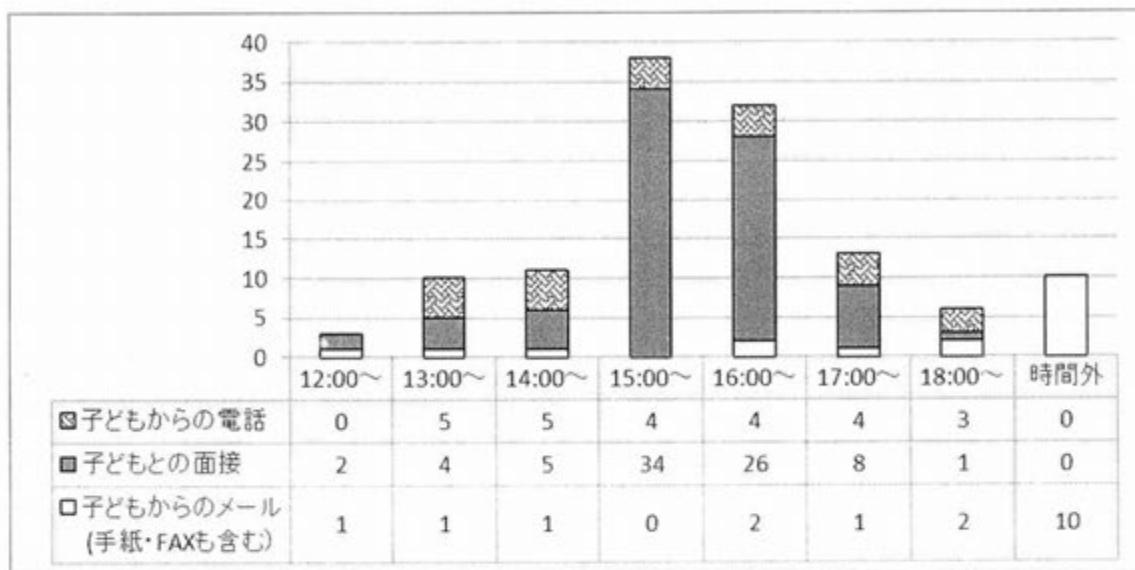
子どもからの相談は、午後 3 時台が 38 回 (14%)、午後 4 時台が 32 回 (12%) 午後 5 時台が 13 回 (5%) となっています。本年度の相談時間帯のピークは、午後 3 時から午後 4 時の間でした。 (図表 7)。

前年度のピークは、午後 4 時から午後 5 時の間で 26 回 (9%) でした。

今年度の特徴としては、午後 3 時からの相談が多かったことです。

おとの相談は、午後 1 時台が 37 回 (14%)、午後 2 時台が 31 回 (11%)、午後 4 時台が 24 回 (9%) となっています。 (図表 7)。

【図表7】平成28年度子どもとおとの相談時間帯（延べ相談回数）



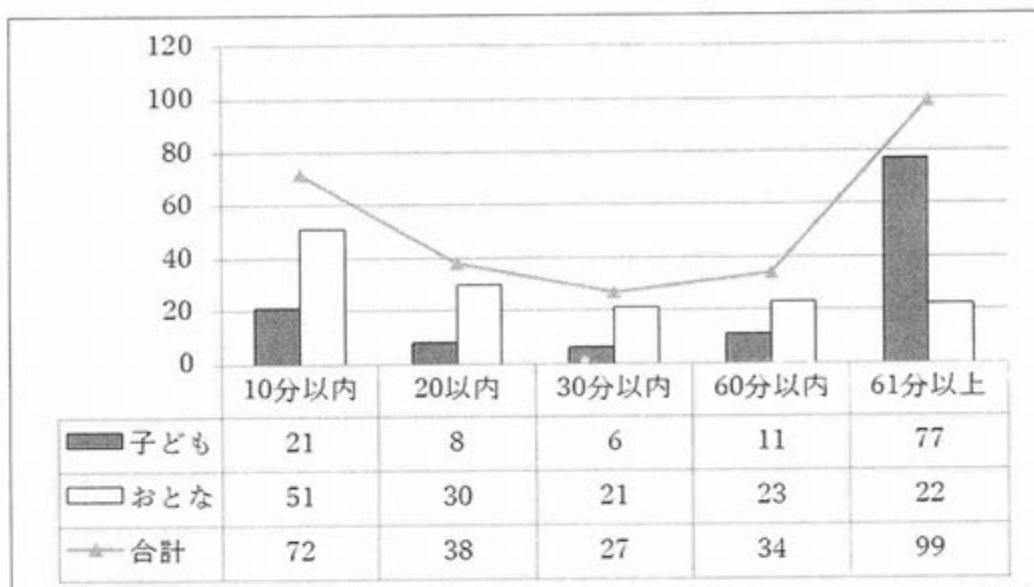
(7) 相談所要時間

相談にかかる時間は、61分以上が多く99回(37%)でした。次いで、10分以内が72回(27%)、11分～20分までの相談が38回(14%)でした。

子ども本人との相談所要時間は、61分以上の相談が77回(29%)で最も多く、続いて10分以下の相談が21回(8%)でした。

おとの相談所要時間は、10分以下の相談が51回(19%)、次いで11分～20分までの相談が30回(11%)でした(図表8)。

【図表8】平成28年度子ども・おとの相談所要時間（延べ相談回数）



(注) メール・手紙・FAXによる相談は、10分以内の相談所要時間にカウントしています。

(8) 相談曜日

子どもの権利相談室たじみ子どもサポートは、火曜日から金曜日までは、午後1時から午後7時まで、土曜日は正午から午後6時まで開いています。相談を受け付けた最も多い曜日は、火曜日で70回(26%)、次いで金曜日54回(20%)、水曜日で50回(19%)でした。(前年度については、最も多く相談を受け付けた曜日は火曜日で、延べ相談回数は69回、全体に占める相談割合は23%でした。) (表2)

【表2】子ども・おとの相談曜日（延べ相談回数）

| | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 左記以外 |
|-----|----|----|----|----|----|------|
| 子ども | 32 | 23 | 10 | 28 | 27 | 3 |
| おとな | 38 | 27 | 35 | 26 | 18 | 3 |
| 合計 | 70 | 50 | 45 | 54 | 45 | 6 |

(9) 対応

相談が初回で終了した件数は36件(47%)でした。2回目以降継続的に相談した件数は41件(53%)で、延べ相談回数は234回(87%、前年度86%)でした。また、出張相談で対応した延べ相談回数は、7回(3%、前年度19回6%)でした。

継続相談では、平均すると1件当たり5.7回(前年度5.9回)の対応をしたことになります。子どもと親から受けた進路・学習の相談では、電話相談・来所相談・親からのメール相談を重ねて、延べ110回にわたって対応をしました。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、解決の方法を一緒に探り、本人の中から答えを見つけるよう、助言することでした。また、相談室内だけにとどまらず、困っている場所にかけつけその場での対応もありました。

相談者の気持ちを受けとめ尊重し、解決を図るなかで、相談者だけではどうにもならない場合は、子どもの権利擁護委員が調整活動に入ることがあります。

子どもの最善の利益を考え、相談者と子ども関係者の間に入って、子どもの代弁者として、問題の解決にあたったケースは2件(前年度2件)ありました。いずれも第三者として調整に入ったことで、子ども関係者と相談者双方の理解が深まり、良い方向に向かいました。

多治見市子どもの権利相談室カード



2 相談事例から

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では、子どもの権利擁護委員の下で3名の相談員が、子どもの権利を常に意識しながら、子どもの最善の利益を最優先に日々相談活動を行っています。

13年間の相談活動では、様々な相談を通して、子どもたちの姿から、子どもの持っている可能性や、どんなかたちでもその子のあゆみは進められることを確信しています。

平成28年度は、高校生本人からの相談が多く寄せられました。小学生、中学生は、家族からの相談だけのこともありますが、高校生の世代になると、家族だけということではなく、本人が直接来室し、話をしたり、居場所として利用したり、来室できない場合は、本人とメールで複数回のやりとりをしたりします。

本人から語られるのは、家族のことであったり、自分自身のことであったり、おとなのことであったりします。自分の言葉でしっかりと語ってくれる本人からの「自分たち子どもは、信頼できるおとなかどうかわかる、話したいことを聞いて欲しい」という訴えには、子どもの代弁者として、聞くということの大切さを改めて、周りのおとなに伝えなければいけないとの思いを強くしました。

また、子どもから若者になっていく段階で、考えなければいけないこともあります。子どもの年齢を過ぎたからといって、抱えている課題が解決できないことはあります。

相談者にとっては、子どもの対象から外れるので、相談室が利用できないとなれば覚悟はしていても不安は募ります。本人にとって何が一番良いかを考える時に、その不安を少しでも解消し、本人や家族とともに今後を見通しながら、次への支援先に、日々変わる状況をみながらつなぐことが求められます。

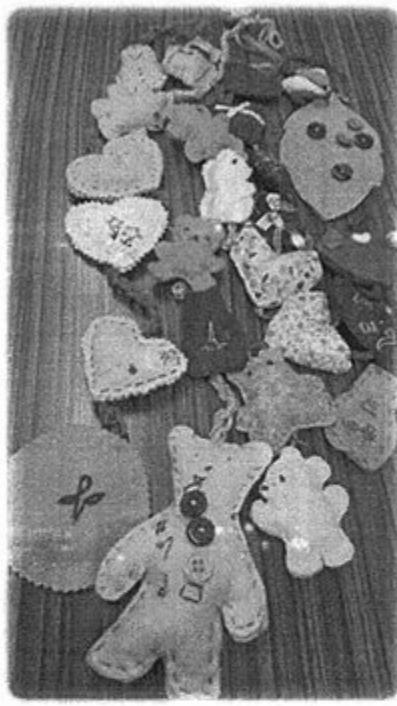
年度最終日には相談室からの「卒業」となります。本人に、区切りを形として伝えることで、次へのスムーズな移行ができるよう、相談室から手作りの証書とともに、小さなセレモニーを行い送り出しました。



相談者より大切なこと—相談者のありのままの今を受け止め、尊重すること—に気付かせてもらう中、ここに、相談員との関わりの中で本人が作りあげた作品と、ご家族からの言葉を紹介します。

居場所として過ごし、本当に多くのことを語っていった本人にとって、このステキな作品と思い出が、本人の持っている力と可能性の証となり、今後につながることを願ってやみません。

＜相談者より＞



＜ご家族の声＞

クラスでのいじめをきっかけに、娘が学校へ行けなくなったときは「まさかうちの娘が！」という想いでした。学校では成績もよく、クラスの役員もやり、クラブでも活躍していた娘が不登校になるとは予想していませんでした。「うざい、きもい、死ね」などと言われていることは聞いていましたが、先生と相談しながらやっていると言っていたので特に心配はしていませんでした。

悩んだ末、妻と私は以前から知っていた「子どもの権利相談室」へ駆け込みました。相談室では相談員の方が、私たちの話をしっかり聞いて適切なアドバイスをして下さりとても救われた気持ちになりました。

娘も「子どもの権利相談室」が大好きで、可能な限り毎日のように足を運びました。娘の難しい相談に乗っていただいたり、クロスワードパズルをやっていただいたり、ぬいぐるみ作りの作業などなど色々なことをさせていただきました。

これまで5年間言葉に言い尽くせないほど親子ともどもお世話になりました。

娘はまだまだ立ち直ってはいませんが、信頼できる大人と出会えたことは娘にとってとても大きな財産になったと思います。私たちが「子どもの権利相談室」に出会えたことはとても幸運でした。これまでお世話になったこと、心から感謝申し上げます。

最後にお願いですが、相談できる年齢を 20 歳になるまでに引き上げていただくことを、まだ悩みの多い娘は希望しています。ご検討いただけるとありがたいです。

これからも悩める子どもや親の「駆け込み寺、心のオアシス」として、ますますのご活躍を期待しています。

3 救済の申立ての状況

子どもの権利擁護委員は行政からの独立を尊重された公的第三者機関であり、子どもの権利侵害について相談に応じその子どもの救済や回復のために助言や支援をします。相談の窓口は、子ども本人でも安心して気軽に相談できるよう、ヤマカまなびパークの中にあり、子ども本人からでも救済を求めることができるしくみになっています。

平成 28 年度には、公的第三者機関としての目的である救済申立てはありませんでした。子どもの権利擁護委員は、単なる相談を超えて、救済申し立てを受けた場合には、権利の侵害かどうかの事実調査をし、子どもの権利を侵害している場合は、その機関や相手に対して勧告、是正要請することができます。

本年度に終了した案件は、1 件でした。内容は以下のとおりです。

学校での授業中に起こった事故により生徒が負傷した事案です。

保護者から救済申し立てを受け、学校、教育委員会、教諭に対して聴き取り調査を行い、さらに担当医の聴き取りと専門家 3 名の意見の提出を受けました。子どもの権利擁護委員会議として、上記聴き取り、提出された資料および申立人からの資料を踏まえて検討、審議しました。

その結果、事故に対するリスクマネジメント意識の低さから学校事故防止に対する教員研修が不十分であったこと、および生徒に対する指導が不徹底であったことを確認しました。

市教育委員会に対しては学校事故防止対策の徹底および広報のあり方について、学校に対しては教員に対する研修および保護者への説明のあり方について勧告を行いました。

教済申立て・自己発意案件の処理状況一覧（平成16年4月～平成29年3月）

| | 案件番号 | 申立て事項・情報 | 条例上の対処 |
|----|---------|--------------------------|---|
| 1 | 平成18年1号 | 市のアレルギー給食対応の見直しについて | 4月 調査 2月 市へ要望書 |
| 2 | 平成18年2号 | 学校教員からの不適切行為について | ◎自己発意 11月 調整 |
| 3 | 平成20年1号 | 園児虐待一時保護、子ども関係機関への不信について | 4月 調査 |
| 4 | 平成20年2号 | 園児いじめによるケガの園対応について | 2月～ 調査 5月 是正要請 ^① 7月 調整 |
| 5 | 平成21年1号 | 担任のクラスへの暴言について | 6月 調査 |
| 6 | 平成21年2号 | 学童指導員の暴言について | 10月 調査 11月 効告 ^② |
| 7 | 平成21年3号 | 園でのケガ、後遺症について | 3月 調査 3月 是正要請 ^① 3月 調整 |
| 8 | 平成23年1号 | 通学途中のケガについて | 6月 調査 |
| 9 | 平成24年1号 | 虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて | 12月 調査 |
| 10 | 平成24年2号 | 生徒指導中の自傷行為について | 3月～ 調査 調整 8月 効告 ^② |
| 11 | 平成24年3号 | 学校外での金銭トラブルについて | 3月 調査 |
| 12 | 平成25年1号 | 学校外でのトラブル解決について | 5月 調査 |
| 13 | 平成25年2号 | 担任の暴力と暴言について | 6月 調査 9月 調整 |
| 14 | 平成25年3号 | 担任の暴力と暴言について | 6月 調査 9月 調整 |
| 15 | 平成25年4号 | 不登校、学校対応について | 10月～ 調査 |
| 16 | 平成25年5号 | 園児への担任の暴言について | 取り下げによる調査不実施 |
| 17 | 平成27年1号 | 学校屋外施設における事故について | 9月～ 調査 6月 効告 ^② |
| 18 | 平成27年2号 | 担任の暴力について | 取り下げにより調整へ |
| 19 | 平成27年3号 | 虐待による転校について | 取り下げによる調査不実施 関係機関連携 |

注) * 1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう願い求めること

* 2 「効告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう促すこと

4 出張相談

平成 28 年度は、昨年に引き続き旭ヶ丘児童センターにおいて毎月第 2 土曜日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、また、これまで 6 年間出張相談を行ってきた笠原児童館に代わり、太平児童センターにおいて、毎月第 4 土曜日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、「出張子どもの権利相談室」を開設しました。相談は、両児童センターで 7 件ありました。

児童センターは遊びに来るところだから相談なんてしないのでは?という質問がありました。相談員は、定期的に顔を合わせ、遊びを通じての関わりの中で、子どもが安心して何かあったら話をしてみようと思える関係の中で、思いもかけない話がされることを経験から知っています。子どもはおとなと違って、相談員だからといって相談をかけることはなかなかできません。安心できる関係の中で初めて語られることも多いものです。

相談種別では、母親からは、子育てに関する悩みの相談があり、子ども施設関係者からは、子どもに対する関わり、支援についての相談がありました。

出張相談の場面では、子どもたちが、学校外の場所で、学校とは違う顔を見せています。今、目の前の子どもの背景を理解した上で、どう受け止め、どう関わるのか、相談員としての対応が試されます。

5 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、平成 27 年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：平成 28 年 8 月 2 日（火）13：30～15：30

場所：多治見市産業文化センター 3 階 大会議室

内容：

1. 多治見市子どもの権利擁護委員平成 27 年度活動報告会

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一

擁護委員 松原 信継

擁護委員 安藤 友美

2. たじみ子ども会議活動報告

報告者 たじみ子ども会議☆子どもスタッフ

3. 講演「～貧困対策の視点から～」

講師 小河 光治 氏 (あすのば代表理事)

6 広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、平成28年度に次のような広報・啓発活動を実施しました。

① 5月から6月にかけ、市内全小・中・高等学校26校を環境文化部くらし人権課職員とともに訪問し、学校職員と児童・生徒全員に子どもの権利相談室リーフレット、相談室カードを配布しました。また、全幼稚園・保育園も訪問し、年中児にリーフレットとカードを配布しました。平成28年度より新しく子どもの権利擁護委員になった2名も春の学校訪問に一部同行し学校の様子を見て回りました。

加えて6月後半には、市内の子ども達が多く通っている市外の2高校にも相談員が出向き、市内の児童生徒に子どもの権利相談室リーフレット・相談室カードを配布しました。

また、10月から11月にかけては、相談員が小・中学校・小規模保育所・通信制高校を訪問し、職員との情報交流を実施しました。この時子どもの権利代表擁護委員も一部同行し、市内の子どもたちについての情報を確認しました。

② 広報紙（たじみすと）で年に2回（6月と12月）、地域コミュニティーラジオ“FMピピ”で2回（7月と1月）広報を行いました。

③ 「東海地区子どもにやさしいまち・子ども条例ネットワーク」設立準備会（9月）にくらし人権課職員とともに参加しました。

④ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム in 宝塚（10月）へ参加しました。また、前日の関係者会議にも参加しました。

⑤ 主任児童委員定例会議にて広報活動（2月）

子どもの権利代表擁護委員と相談員が主任児童委員と直接顔を合わせて、擁護委員活動について話をしました。

⑥ 多治見市市民児童相サービス懇話会にて広報活動（2月）

子どもの権利相談室についての広報とともに、市内の心身障がい児、障がい者の保護者や本人のなまの声を聞かせていただき相談活動に生かしています。

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「子どもの権利擁護委員として初年度の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員 安藤友美
(弁護士)

子どもの権利相談室には、子どもや子どもに関わる大人から、いじめや子ども施設との間のトラブルなど、様々な相談が寄せられています。

相談室が何らかの形で相談者をサポートできることは意義深いことですが、他方、相談があるということはそれだけ「傷ついている子ども」がいるということを意味します。相談するにも相当な勇気がいることからすると、「傷ついている子ども」はもっといるはずだと思います。

仕事柄、少年事件に関わることがあります。もちろん、犯罪をしたのであれば、どんな理由であれそのことを正当化することはできません。しかし、彼や彼女らと接してよく感じることは、安易に人の心を傷つけてしまうほど、彼や彼女らの心が傷つけられてきたということです。

「人権」という言葉は、一昔前よりも頻繁に聞かれるようになっています。しかし、新聞を開くと、自殺、貧困、過労死などの記事が目に飛び込んできます。それだけ、子どもだけでなく、大人も「傷ついている」ということを認識せざるを得ません。

相談室は、子どもの権利についての相談を受け、子どもの利益を保護することを趣旨としています。

子どもの権利というと、子どもを甘やかすような印象を持たれることがあるかもしれません。しかし、弱い立場にある子どもの権利は侵害されやすく、大人が大切にされない社会で子どもが大切にされることはないはずです。

子どもにとって「やさしい社会」を目指すことは、誰にとってもやさしい社会を目指すことになるのだと思います。



多治見市子どもの権利擁護委員に就任して

多治見市子どもの権利擁護委員 松原信繼
(愛知教育大学教授／教育法学・教育行政学)

相談室と相談活動の意義

平成28年4月から多治見市の子どもの権利擁護委員となりました。平成28年度の活動を振り返りながら、子どもの権利やこれをまもる仕組みについて、若干の感想と私見を述べさせていただきます。

現在、東海三県下（愛知・岐阜・三重）で「子ども条例」ないし「子どもの権利条例」を制定している自治体は全部で15自治体ありますが、そのうち、子どもの権利の救済・回復制度（子どもの権利擁護委員等）をもっている自治体は8自治体です。さらにそのなかで、子どもの権利相談室が常設で設置されている自治体は4自治体であり、多治見市はその一つということになります。本市は全国で4番目（2003年）に子どもの権利条例を制定した先進的な自治体とは聞いていましたが、実際に擁護委員になってみて、その手厚い子どもの権利保障の仕組みに少なからぬ感銘を覚えています。全国的に見ても、条例はあるけれど、実質的な権利救済制度（手続）は確立していないという自治体は結構多いのです。

上述のように、本市では子どもの権利相談室が常設され、相談員さんが常時いる体制がとられていますが、言うまでもなく、相談においては、最初から権利の侵害であると明確に見定めることができるものばかりではありません。多治見市の子どもの権利条例の解説には「相談活動などを通じて子ども自身による解決の取組みを支援することが大切です」と書かれていますが、本当にその通りで、相談活動において一番大事なことは、相談を通して子ども自身の力が蘇ってくることにあると思います。昨年度に関して一例をあげますと、進級問題をめぐって親子間の関係が悪化し、子どもさん自身の安心安全が保たれないというケースがありました。この問題について、子どもさんと保護者、学校関係者、相談員、擁護委員が一同に会して話し合う機会が持たれましたが、結果はどうだったでしょうか。子どもさんは進級するために努力する気持ちになり、校長先生は今後も指導し見守っていきたいとおっしゃられ、親子間の関係もこれを契機に改善の方向へ向かいました。すべての大人や関係者が子どもの「最善の利益」（多治見市子どもの権利条例第1条）を真剣に考えることによって、子どもさん自身の「がんばる気持ち」が引き出されたのでした。

このように相談活動とは子ども自身が本来もっているパワーを導き出す活動だと言えます。それは対話とコミュニケーションに基づくものであり、決して権力的な関与や介入によるものではありません。多治見市における子どもの権

利救済はこうした相談活動が基本となっているということ、また、それが可能な仕組みになっているということは大変素晴らしいことだと思います。

スウェーデンにおける子どもの権利救済のあり方

しかし一方で、明確な子どもの権利侵害が現に起こっている場合、その恐れがある場合には、侵害からの救済や回復は「速やかに」行わなければならぬことは、条例自体が求めていることでもあります。このようなときには、やはり勧告や是正要請が必要となります。これは、いわば、強権的な介入であり、関与です。“強権的”とはどういうことであるか、私が2014年度に現地調査してきたスウェーデンのオンブズマンのことを、ご参考までに少しだけ書いておきたいと思います。

権利擁護委員制度は、もともとオンブズマンに由来しており、周知の通り、スウェーデンはこのオンブズマン発祥の地であります。同国には様々なオンブズマン制度が存在していますが、興味深いのは2006年4月1日に設立された「児童生徒オンビュード」(Barn-och elevombudet : BEO) という新しいオンブズです。これは、同国の学校教育法の中に明確に位置づけられており、スウェーデン国会から直接に任命された「国家機関」という性格をもちます。私が訪問したオフィスには、オンブズを支える19名のスタッフがいましたが、そのほとんどは法律家でした。この機関の仕事は、同国の学校教育法第6章に規定された「侵害的取扱い」(degrading treatment) がなされないように監督し、監察(インスペクション)することです。「侵害的取扱い」とは「子どもの尊厳を傷つける行為」と定義されており（「尊厳」というところにご注意下さい）、そこには、子どもだけでなく、子どもに対する学校スタッフの行為も入ります。特に「いじめ」もこの中に含まれることは、国家機関がいじめに対して直接に介入するという意味で、世界的に見ても大変注目されるところです。私がヒアリングをさせてもらったイルバ(Ylva) 氏は、こうした「侵害的取扱い」がオンブズに寄せられたときはゼロトレランス—決して許容しない形一での扱いとなると話されました。学校において「侵害的取扱い」があれば、生徒は恐怖心を持ち、学ぶことができない。いじめや教師の暴言等は生徒の価値を犯し、その権利を侵害するがゆえに絶対に許されないと語る氏の語調には大変厳しいものがありました。最も厳しい措置とは、具体的には「損害賠償(罰金)を伴う差し止め命令」です。被害を受けた子どもに代わってオンブズマン(BEO)が損害賠償を提訴するのです。オンブズ(スウェーデン語ではオンビューombudetと言います)という言葉は“代弁者(代理人)”という意味ですが、この点において、BEOはまさに“子どもの代弁者”なのです。

上記のように、わが国がモデルとしてきたスウェーデンのオンブズマン制度においては、子どもの権利侵害に対し、相談はもちろん、調整も調停活動も一切

行っていないという事実にご注意いただきたいと思います。付言すれば、スウェーデンの学校教育法は就学前教育（1歳～5歳）や6歳児学級（プレスクール）、学童保育を含む幅広い年齢層と子どもの生活時間が対象とされています。そのすべてをカバーするような子どもの権利救済・回復システムが“国家”によって営まれ、かつ、その手法は大変“強権的”な性格をもっているのです。私は以前から、日本でいう子どもの権利擁護制度は、むしろ、メディエーション（調停）の手法を中心とする米国のADR（裁判外紛争解決機関）に類似したものだと主張しているのも上の理由によるものです。

日本の自治体権利救済制度の一層の充実に向けて

オンブズマン（オンブズパーソン）や権利擁護委員という言葉は、わが国でもかなり定着してきたと言えますが、その“元祖”であるスウェーデン等と比較してみると、日本の自治体の子どもの権利救済・回復制度は相当にユニークなものであることをご理解頂けるかと思います。それは、日本の学校文化や地域社会を色濃く反映した制度であるように思われます。こうしたわが国の自治体独特の権利救済制度の利点を生かしていくために大切なことは何でしょうか。私自身のこの1年と数ヶ月間の経験から言わせていただくならば、擁護委員はもちろんのこと、行政機関を含むすべての関係者が、「相談」「調整」「調停」「勧告」等のそれぞれが持つ意味と機能をよく理解し、子どもの「最善の利益」を第一に置いて、相互に連携を取りながら、これらをバランスよく行使していくことであると思います。繰り返しになりますが、多治見市にはそれができる法制度とこれまでの実践の蓄積があるのです。

この点に関連して、最後に一つ付け加えですが、「子ども（の権利）条例」を持っている自治体どうしてその実践一うまくいっていること、いかないことーを交流し合うことは、条例自体の質を高めていくためにも大変重要なことだと考えます。そのために、現在、東海三県の「子ども条例」をもっている自治体間の交流の「場」をつくろうと準備しているところです。本年9月9日（土）午後には、日本福祉大学東海キャンパスにおいてその設立総会（「東海地区子ども条例ネットワーク」設立総会）を開催いたします。皆さまも、もしお時間がありましたら、是非ご参加頂き、子どもの権利をめぐる様々な今日的課題をご一緒に考えて頂ければ、嬉しく思います。これからも、本市の子ども達の幸せのために少しでもお役に立つことができれば幸いです。

おわりに

相談室では、春と秋に市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校のほか、市民である高校生が通う市外にある幾つかの高校・特別支援学校などにも相談室のPRや子どもの状況把握のために訪問をさせていただいている。相談カードが子どもたちに届くと、しばらくは子ども自身からの相談が増えます。であれば、いっそ、年に何回も配りたいと思うくらいです。

学校など訪問をしますと、それぞれの現場での悩みを語っていただくことが年々増えてきており、時間が足りないのが悩みとなっています。最近は、子ども自身の行動や問題に着目すれば足りる、というある意味シンプルな問題と言うよりは、家族病理と言ってもいい家族の複雑な問題の中に、子どもの辛い現状があるといった訴えが目立ってきています。学校だけではとても解決の道は見えないので、どの機関がそれに一緒に取り組んでくれるのか、という悲鳴に近い話も少なくありません。

ある意味予防的な家族対応のニーズがあるのですが、当相談室の体制は随時訪問のスタイルはとりがたい状況というジレンマがあります。取り敢えずは先生方とのコミュニケーションをしっかりとって行くことを心がけています。

昨年からは、これまで以上に他の相談機関とのコミュニケーションを増やしていくことに努力をしています。多くの方や関係機関のご理解と連携の力をいただきながら、多治見市の子ども相談の一翼を担えるよう尽力していきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

平成29年6月

多治見市子どもの権利擁護委員 石田 公一
松原 信継
安藤 友美

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年 9 月 25 日
条例 27 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条—第 9 条）
- 第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条—第 12 条）
- 第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条—第 18 条）
- 第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条—第 22 条）
- 第 7 章 雜則（第 23 条）

附則

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができます）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことがあります。子どもは、安心して助けてと言うことができ、守ってもらいます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらいます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくこ

とや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切にし始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力についていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていくように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかでこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。
- 2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

- 第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。
- 2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義務的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。
- 3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。
- 4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
- 6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

- 第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

- 第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。
- 2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。
- 3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

(子どもの権利の日)

- 第6条 子どもの権利についての关心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。
- 2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

- 第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。
- 2 市は、親など保護者が、安心して子育てができる、その責任を果たせるよう支援します。
- 3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

- 第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。
- 2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。
- 3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
- 4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。
- 5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。
- 6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。
- 7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報

の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するため、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護

委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係

者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 拥護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るとときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報

告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雜則

(委任)

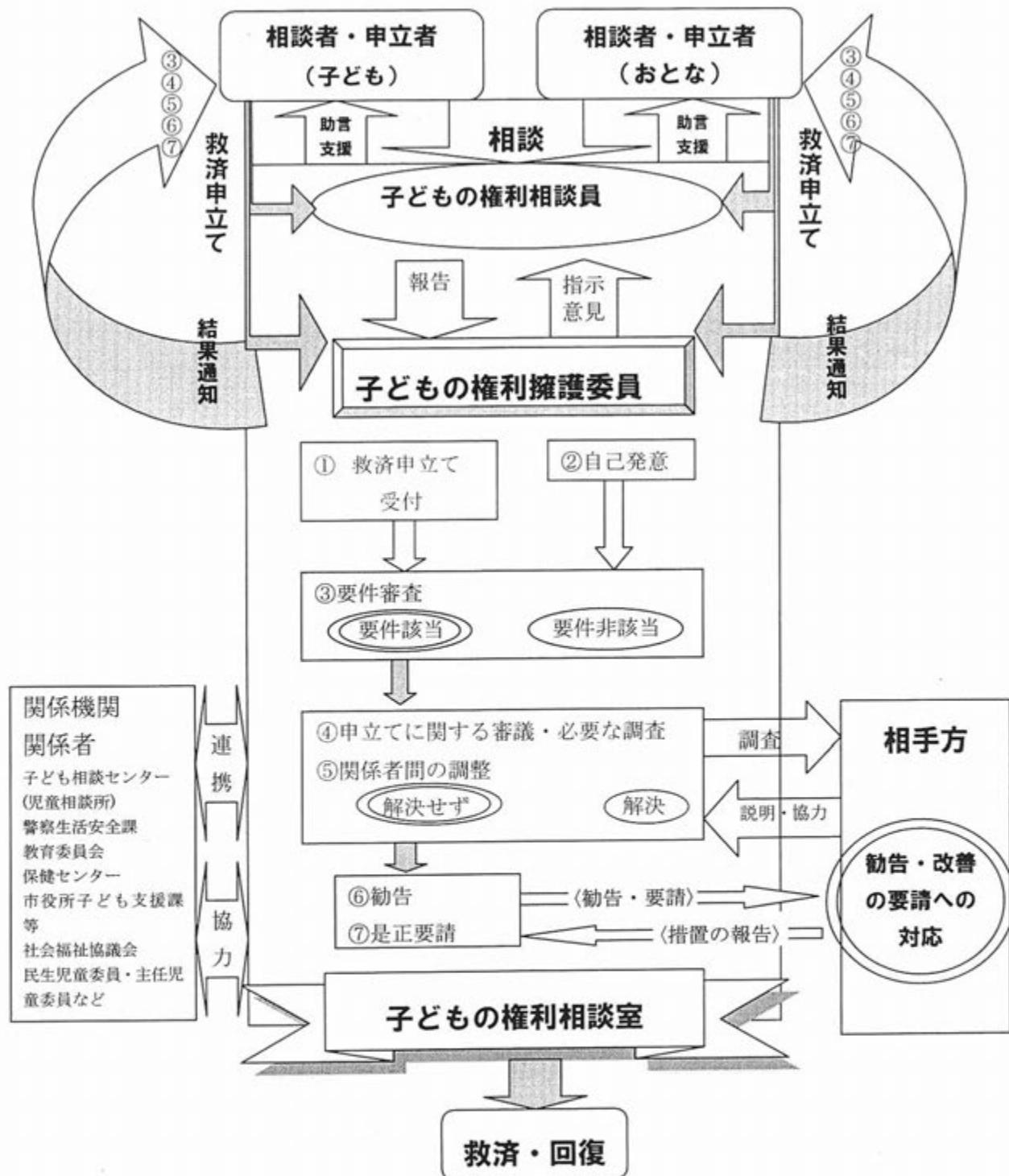
第23条 この条例の施行に必要なことからは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。
(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいとすること。
 - ② 自己発意…救済の申立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立て人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 励告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- *擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿

平成 28 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 職 業 等 | 在 任 期 間 |
|------------------------|--------|--------------|------------------|
| 子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員) | 石田 公一 | 元児童相談所長 | 平成 25 年 7 月 1 日～ |
| 子どもの権利擁護委員 | 松原 信継 | 愛知教育大学 教授 | 平成 28 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利擁護委員 | 安藤 友美 | 弁護士 | 平成 28 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 小栗 喜代美 | 市嘱託職員 | 平成 22 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 加藤 弘子 | 市嘱託職員 | 平成 27 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 加納 真奈美 | 市嘱託職員 | 平成 28 年 5 月 1 日～ |

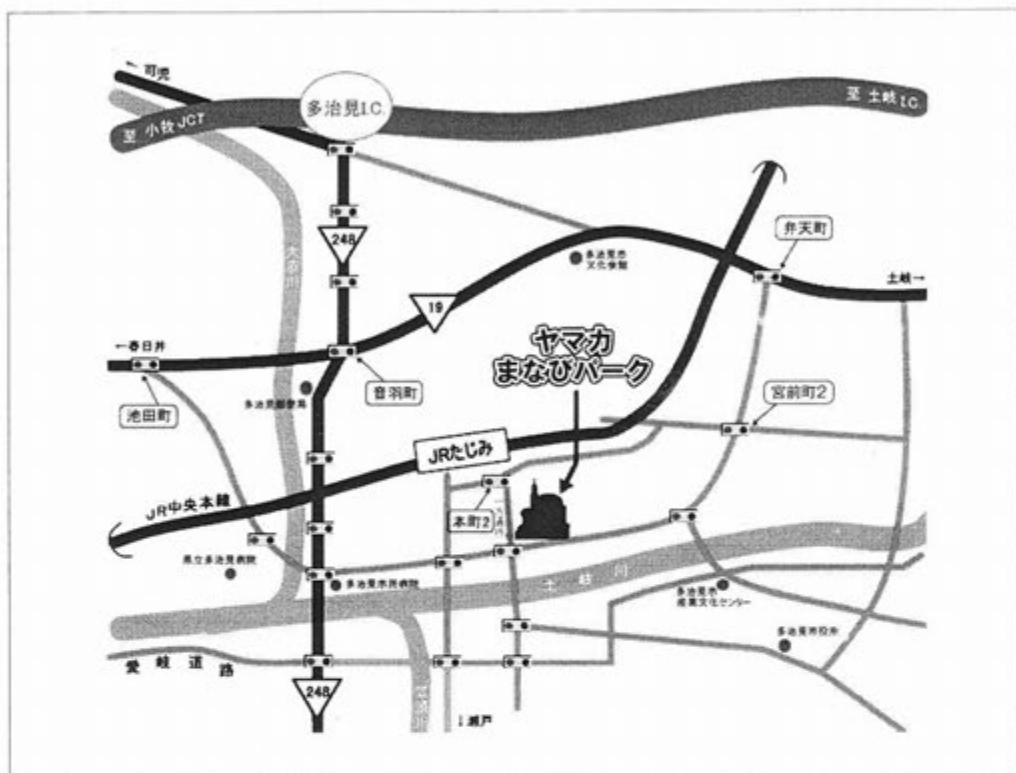
平成 29 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 職 業 等 | 在 任 期 間 |
|------------------------|--------|--------------|------------------|
| 子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員) | 石田 公一 | 元児童相談所長 | 平成 25 年 7 月 1 日～ |
| 子どもの権利擁護委員 | 松原 信継 | 愛知教育大学 教授 | 平成 28 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利擁護委員 | 安藤 友美 | 弁護士 | 平成 28 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 小栗 喜代美 | 市嘱託職員 | 平成 22 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 加藤 弘子 | 市嘱託職員 | 平成 27 年 4 月 1 日～ |
| 子どもの権利相談員 | 加納 真奈美 | 市嘱託職員 | 平成 28 年 5 月 1 日～ |

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4 階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩 5 分

平成28年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書

平成29年6月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
電話／FAX：0572-23-8786
フリーダイヤル：0120-967-866
メール：kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp



環境にやさしい大豆インキを使用しています。●作成費用：52,920円 ●作成部数：350部